

沖縄県立芸術大学大学院委員会規程

令和3年4月22日
沖芸大規程第100号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則（令和3年沖芸大規則第2号）第9条の規定に基づき、沖縄県立芸術大学大学院委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 各研究科運営委員会委員長

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院の運営の連絡調整に関すること。
- (2) その他大学院の運営に関する必要な事項に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1号に定める委員のうちから委員の互選により決める。

- 2 委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員会の意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(委員会の運営に関するその他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則（令和3年4月22日学長決裁）

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。